

複合複写機賃貸借仕様書

1 件名

令和3～7年度 複合複写機賃貸借（市民課管理G）

2 機種構成表

機器区分	品名及び型式	数量	備考
(1) 本体	富士ゼロックス DocuCentre-V4070 型 (C P F)	1	
(2) 付属品	富士ゼロックス インナー排出トレイ スキャナーキット	1 1	

※同等以上の機能を有する別メーカーの機種を可とする。ただし、入札前に本市と協議を要するものとし、同等品での入札を希望する者は、質問締切日までに質問として提出すること。本市からの回答を以て協議とする。

3 仕様

- (1) モノクロコピーの機能を有すること。
- (2) ファーストコピー、モノクロ 4.0 秒以内であること。
- (3) ウオームアップタイム 30 秒以下であること。
- (4) A5 から A3 サイズまでの用紙にコピーが可能であること。
- (5) 複写倍率は、固定倍率が設定されていること。また、倍率を任意で 1 % 単位で設定できること。
- (6) 連続複写速度は A4 用紙ヨコでモノクロ毎分 45 枚以上であること。
- (7) 自動用紙選択機能、手差し機能を有すること。
- (8) 自動両面原稿送り及び両面自動読み取り、自動両面コピーができること。
- (9) 560 枚以上の給紙トレイが 4 つ以上及び 100 枚以上の手差しトレイがあること。
- (10) FAX 機能を有すること。
- (11) カラースキャナ機能を有すること。
- (12) スキャン原稿読み取り速度は A4 用紙ヨコ片面でモノクロ・カラー共に毎分 75 枚以上であること。
- (13) グリーン購入法適合商品であること。
- (14) 国際エネルギーestar プログラムの基準に適合していること。
- (15) エコマーク認定商品であること。

4 使用予定枚数（1ヶ月あたり）

モノクロコピー **4,100 枚**

※上記枚数はあくまでも予定数量であり、実際の使用枚数は変動し、当該数量を保証するものではない。

5 機器の保守

- (1) 点検、修繕等の維持管理及びトナー等の消耗品（用紙を除く）の供給は、保守に含まれるものとする。
- (2) 複写機の設置、撤去等の作業は本契約に含まれるものとする。
- (3) 常に正常な状態で使用できるよう定期的に点検、調整を行うこと。
- (4) 故障の発生等、修繕依頼を受けた場合、速やかに対応できる体制を確立すること。
- (5) 本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となった場合は、速やかに代用機を設置すること。
- (6) 使用済みの消耗品及び部品は、すべて回収すること。

6 貸貸借期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間（60ヶ月間）とする。

7 契約方法

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

契約書の条文中に、次の条項を記載するものとし、契約書の様式は本市指定のものとする。

～契約書条項～

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 第1項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

8 料金方式

（1）貸貸借料金：年額リース料金方式

リース料金には、物件の搬入、設置調整費用及び期間満了（又は契約解除）後の物件の撤去、引き取り費用を含むものとする。

（2）保守料金：月額カウンター料金方式

① 基本料金及び1カウントあたりの単価を設定すること。

② 保守点検、修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品（用紙を除く）の供給料金を含むこと。

9 料金の支払い

貸貸借料は、各年度一括前払いとする。

保守料金は、月末締め翌月支払いとする。

10 設置場所

神栖市溝口4991番地5 神栖市役所生活環境部市民課管理G内

11 機器搬入及び納入期限

受注者が責任をもって契約期間の開始前日迄に設置場所へ搬入するものとする。ただし、発注者の了解を得た上で、臨時に代用機器を置くことができることとし、その設置・撤去等に掛かる費用は本契約に含まれるものとする。また、貸貸借期間中に本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となったときも同様とする。

12 試験及び検収

機器設置完了後、総合試験を行い、試験完了をもって検収にかかる。

13 入札書及び内訳書

（1）入札は、仕様を満たすリース料金及び保守料金の5年間（60ヶ月）分の総額で行うものとし、入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札時には、入札金額内訳書を提出すること。

- (3) 入札金額内訳書には、月額賃貸借料、5年総額の賃貸借料、保守料金の単価を記入すること。
- (4) カウント数が使用予定枚数を超えた場合の単価については、契約締結時に協議して定める。
- (5) 入札金額内訳書に、カウント数が使用予定枚数を超えた場合の単価を参考として記載すること。

1.4 特記事項

- (1) 事前に本市から提供するFAX送信先のアドレス一覧（送付先名称、電話番号）を複合機へ設定すること。
- (2) 本体及び付属品の名称等の内訳書は契約時に主管課へ提出すること。